

この欄には
書かないで
ください。→

通信日付印の年月日	(確認)		年分	名簿番号
年 月 日				

確定優良住宅地造成等事業に関する期間(再)延長承認申請書

【 特 定 非 常 災 害 用 】

<p style="text-align: center;">税務署受付印</p> <p style="text-align: center;">_____ 税務署長</p> <p>令和____年____月____日提出</p>	申 請 者	住所又は 所在地 (電話)	〒 ()						
		氏名又は 名 称							
		(法人の場合) 代表者氏名							
	(法人の場合) 法人番号								
事務 所 等	所 在 地 (電話)	()							
	名 称								
	代表者又 は責任者								
<p>確定優良住宅地造成等事業について、租税特別措置法施行令第20条の2第^{※1}____項に規定する所轄 税務署長の承認を受けたいので、下記により申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p>									
申請に係る確定優良住宅地 造成等事業の名称									
や む を 得 な い 事 情 等	<p>1 特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により、所轄税務署長 が当初(再)認定した日までに租税特別措置法施行令第20条の2第^{※1}____項に規定する開発 許可等を受けることが困難となった事情の詳細</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>								
	<p>2 租税特別措置法施行令第20条の2第^{※2}____項第____号に該当する事業の場合における 同条第^{※3}____項に規定する所轄税務署長が当初(再)認定した日</p> <p style="text-align: right;">_____年____月____日</p>								
当 予 定 事 業 の 完 成	<p>1 完成予定年月日 _____年____月____日</p>								
	<p>2 租税特別措置法施行令第20条の2第^{※1}____項に規定する開発許可等を受けることができ ると見込まれる日</p> <p style="text-align: right;">_____年____月____日</p>								

【特定非常災害用】

※1、※2及び※3の箇所については、裏面を参照して該当条項を記載してください。

関与税理士		電話番号	
-------	--	------	--

(注) この申請の申請期限は所轄税務署長が当初(再)認定した日の属する年の翌年1月15日までとされています。

確定優良住宅地造成等事業に関する期間（再）延長承認申請書

【 特 定 非 常 災 害 用 】

1 使用目的

この申請書は、確定優良住宅地造成等事業を行う個人又は法人が当該事業について、特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により、租税特別措置法第31条の2第3項に規定する予定期間内に開発許可等を受けることが困難であるために、下表※1に掲げる該当条項の規定により、その期間の延長（再延長）を申請する場合に使用するものです。

〔※1〕

	譲渡した年月日		
	平成27年1月2日 ～ 令和元年5月31日	令和元年6月1日 ～ 令和2年3月31日	令和2年4月1日以後
「特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により法第31条の2第3項に規定する予定期間内に開発許可等を受けることが困難であると認められるとして所轄税務署長の承認を受けた場合」の条項	第26項	第27項	第26項

〔※2〕

	譲渡した年月日		
	平成27年1月2日 ～ 令和元年5月31日	令和元年6月1日 ～ 令和2年3月31日	令和2年4月1日以後
「法第31条の2第3項に規定する住宅建設の用に供される宅地の造成に要する期間が通常2年を超えることその他の政令で定めるやむを得ない事情」の条項	第23項	第24項	第23項

〔※3〕

	譲渡した年月日		
	平成27年1月2日 ～ 令和元年5月31日	令和元年6月1日 ～ 令和2年3月31日	令和2年4月1日以後
「所轄税務署長が認定した当初認定日」の条項	第24項	第25項	第24項
「所轄税務署長が認定した再認定日」の条項	第25項	第26項	第25項

2 記載要領等

- (1) 「事務所等」欄については、確定優良住宅地造成等事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地、名称、代表者等の氏名を記載してください。
- (2) 「やむを得ない事情等」欄の「1 特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により、所轄税務署長が当初（再）認定した日までに租税特別措置法施行令第20条の2第___項に規定する開発許可等を受けることが困難となった事情の詳細」欄については、期間の（再）延長を必要とするやむを得ない事情を詳細に記載してください。また、記載に当たって欄が不足する場合には適宜の用紙に記載してください。
- (3) ※印の箇所については、上記1の※1、※2及び※3をご確認の上、該当条項を記載してください。
- (4) その他お分かりにならない点につきましては、税務署にお尋ねください。